

## 四郷小学校ほか4校 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業（賃貸借）プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

豊田市（以下、本市という。）では、豊田市地球温暖化防止行動計画において本市域全体及び市の公共施設からの排出による温室効果ガスをそれぞれ2030年50%削減する目標を定めている。本事業は、リース方式により、公共施設への太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

### 2 事業の概要

本市が所有する5つの公共施設に設計、施工、維持管理業務を含む包括リース方式によって太陽光発電設備（以下、設備）を設置し、運転管理及び維持管理等を行い、平常時の電源として利用することで温室効果ガス排出量を削減する。

### 3 提案限度額

245,820,000円（消費税込み）

### 4 応募者の要件

応募者は、5の参加資格要件の要件を満たすリース事業者単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は本プロポーザルの参加表明時に、そのグループの代表事業者を含む構成員（以下「構成員」という。）を明らかにすること。ただし、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約の相手は、リース事業者と行うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

（1）リース役割 契約等諸手続を行い事務遂行全般の責を負う

（2）施工役割 施工に関する業務を全て実施する

（3）その他の役割 上位（1）、（2）以外で本事業に必要とされる事業者

※ グループの代表事業者はリース役割を分担する事業者とする。

※ 構成員は、本業務に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。

### 5 参加資格要件

#### （1）リース業者単独及び構成員の共通要件

リース業者単独及び構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する

排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(2) リース業者単独及びグループの代表事業者の要件

公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内の本店・支店・営業所又は事業所が、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されている者

イ 令和2年4月以降、民間企業を含めて、事業総額税込金額1億円以上のリース方式による屋根置き型太陽光発電設備導入業務の契約実績を有する者

## 6 事業全体スケジュール

令和6年

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 5月21日(火)  | 業者選定審査会による方式の決定                            |
| 5月22日(水)  | 事業実施の公告、公表、公募の開始                           |
| 5月22日(水)  | 業務説明資料等の交付開始                               |
| 6月 3日(月)  | 一次質問の受付期限                                  |
| 6月 7日(金)  | 施設見学申込期限                                   |
| 6月10日(月)  | 一次質問の回答                                    |
| 6月14日(金)  | 参加表明書の受付期限                                 |
| 6月17日(月)  | 参加資格確認通知書の送付                               |
| 7月 1日(月)  | 二次質問の受付期限                                  |
| 7月 5日(金)  | 二次質問の回答                                    |
| 7月12日(金)  | 提案書等の提出期限                                  |
| 7月19日(金)  | ヒアリング実施及び選考委員会開催(予定)                       |
| 7月22日(月)  | 部局長による最優秀提案者の決定                            |
| 8月 5日(月)  | 業者選定審査会による優先交渉権者の決定、選考結果通知、優先交渉権者による現地調査開始 |
| 8月 6日(火)  | 選考結果の公表                                    |
| ～9月 6日(金) | 賃貸借契約内容についての詳細協議                           |
| 9月 9日(月)  | 現地調査結果に基づいた最終見積の徴収期限                       |
| 9月18日(水)  | 契約締結                                       |

令和7年

|          |       |
|----------|-------|
| 3月 7日(金) | 賃貸借開始 |
|----------|-------|

## 7 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和6年5月22日(水) から同年6月14日(金) まで
- (2) 交付場所 豊田市ホームページでデータを公開。なお、対象施設個別資料(電気契約、構造計算書等)は「8 対象施設個別資料の閲覧」に記載に従って閲覧すること。
- (3) 交付内容 ア 実施要領

- イ 仕様書（案）
- ウ 別紙 1～3（公共施設太陽光発電設備事業対象施設一覧、評価基準、予想されるリスクと責任分担）
- エ 提出様式（様式第 1 号～第 5 号）
- オ 提案書（記入例）

## 8 対象施設個別資料の閲覧

対象施設個別資料については、以下の手続きに従い、閲覧すること。

- （1）閲覧場所 豊田市役所環境部環境政策課計画担当（環境センター 1 階）
- （2）閲覧期間 令和 6 年 5 月 22 日（水）から同年 6 月 14 日（金）まで（土・日曜日を除く。）
- （3）閲覧手続き 閲覧希望日の前日（土・日曜日の場合は前開庁日）午後 4 時までに、電話、メールのいずれかにより、法人名、希望日、希望時間（午前、午後、1 日）を環境政策課計画担当に連絡し、閲覧の予約をすること。  
※メールで提出する場合は、件名に「対象施設個別資料の閲覧予約（四郷小学校ほか 4 校 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- （4）予約の制限 1 企業につき最大で 2 日間（午前、午後のみでも 1 日と数えます。）予約することができるものとする。それ以上の日数の閲覧を希望する場合は、予約した閲覧日が全て終了した後に改めて予約をすること。なお、予約がない場合、閲覧は認めない。
- （5）資料複写等 資料の複写、持ち出しは認めない。なお、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影及び写真撮影は可能とする。

## 9 参加表明書及び参加資格の確認

- （1）提出期限 令和 6 年 6 月 14 日（金） 午後 5 時
- （2）提出場所 豊田市役所環境部環境政策課政策担当（環境センター 1 階）
- （3）提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）  
※メールで提出する場合は、件名に「参加表明書の提出（四郷小学校ほか 4 校 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- （4）添付資料 ア 参加表明書（様式第 1 号） ※グループ参加の場合は代表事業者名で提出  
イ グループ構成表（様式第 2 号）  
ウ 構成員の委任状（様式第 3 号） （単独での提案の場合は除く。）  
エ 5 参加資格要件（2）イの証明書

## 10 参加資格確認結果の通知

- （1）通知期限 令和 6 年 6 月 17 日（月）
- （2）通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

## 11 質問の受付及び回答

- （1）受付期限 一次受付期限：令和 6 年 6 月 3 日（月） 午後 5 時  
二次受付期限：令和 6 年 7 月 1 日（月） 午後 5 時

- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）  
 ※メールで提出する場合は、件名に「質問（四郷小学校ほか4校 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (3) 回 答 以下期限までに参加者へメールにて行う。  
 一次受付質問回答：令和6年6月10日（月）  
 二次受付質問回答：令和6年7月5日（金）

## 12 施設見学

参加資格を認めた事業者を対象に、以下見学期間に対象施設の見学を行う。事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

- (1) 申込期限 令和6年6月7日（金） 午後5時
- (2) 申込方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）  
 ※メールで提出する場合は、件名に「施設見学申込（四郷小学校ほか4校 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (3) 提出書類 施設見学申込書（様式4）
- (4) 見学期間 令和6年6月10日（月）から同年7月2日（火）まで

## 13 提案書等の提出書類

- (1) 提出期限 令和6年7月12日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所環境部環境政策課政策担当（環境センター1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) 提出書類 次の書類を9部（正本1部、副本8部）提出すること。ただし、「ア 提案書提出届」については正本の書類のみに付け、副本には付けないこと。  
 ア 提案書提出届（様式第5号）  
 イ 提案書（任意様式） ※A4片面換算15枚以内  
 ウ 資格及び経歴書類  
 エ 一級建築士又は構造設計一級建築士の資格証  
 オ 電気主任技術者の資格証  
 カ 賃借対照表及び損益計算書  
 キ 契約実績書類（リース契約実績、工事实績、施工管理実績）  
 ク 週休2日制工事取組証  
 ケ 内訳明細書（必要に応じて詳細説明書（任意様式）も提出）  
 コ 機器仕様説明書
- (5) 留意事項 ア 内訳明細書を用いて調査後の費用増減を決めるため、設備費、材料費、労務費、間接工事費、付帯工事費等の単価内訳も記載すること。  
 イ 導入する機器について、仕様を記載した説明書を用意すること。
- (6) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

## 14 提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

### (1) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 地域内の業者の活用の提案（事業費用の金額割合を明示すること）

エ 工事費、運転管理、及び維持管理、及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

オ 故障、緊急時の対応体制図

カ 事業実施中のリスクに対する対策

キ 事業実施に関する保証（設備の導入、及び運転期間中、及び撤去まで）にかかり設定する全ての保証内容）

ク 施工期間中における、学校運営に対する配慮や安全対策に関する提案

### (2) 契約実績

本事業と類似事業の契約実績（リース、工事、施工管理）を記載すること。（「13 提案書等の提出書類（4）提出書類カ 契約実績書類」を併せて提出すること。）

### (3) 事業の実施内容

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討し、記載すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出し、示すこと。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和6年4月環境省地球環境局公表）で定められている最新の値を使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m<sup>2</sup> 又はkg/m<sup>2</sup>）を記載すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作

及び配線作業の要否等)

- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)

(4) 事業シミュレーション

事業期間終了後、本市が設備の無償譲渡を受けて 13 年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。事業期間とあわせて 30 年間での総発電量及び消費量、CO2 削減量、機器更新費、維持管理費、廃棄費を含めた総コストを含むこと。

(5) 保守・メンテナンス

ア 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制を提案すること。

イ 故障、緊急時の対応体制図を記載すること。

ウ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(6) その他独自提案

地域貢献、エネルギーの有効活用、環境教育等に関する提案があれば記載すること。

(7) 提案額

リース料金及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）を記載すること。

ア リース料金は事業期間中一定とし、補助金等を活用しない場合の料金を提案すること。ただし、契約にあたっては、「重点対策加速化事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、交付要綱等に従い、リース料金を減額して契約すること。

イ リース料金は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。リース料金の内訳として、工事費、設備費やメンテナンス費等の事業費内訳を、内訳明細書に明示すること。

ウ 提案額が、提案上限額の 6 割を下回る場合は、内訳明細書に加え「詳細説明書」を提出し、価格の妥当性を説明すること。なお、詳細説明書の提出がない場合や、十分な説明がなく妥当性が認められない場合は、提案額に係る加点を 0 点とする。

15 提案書作成にあたっての留意事項

(1) 提案書作成にあたっての留意事項

ア 正本を除き、副本については、業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。

イ A4 版を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

ウ A4 片面換算 15 枚以内で作成すること。なお、A3 及び A4 両面 1 枚は、A4 片面 2 枚分として計算すること。

エ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

オ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。

カ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

キ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズを 12pt 以上に設定すること。

ク 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

ケ 表紙をつけ、表題を記載すること。

コ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案

の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(2) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、豊田市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 提出された提案書は返却しない。また、提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(5) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

## 16 ヒアリング

(1) 開催日時 令和6年7月19日(金) 午前10時から午後5時までのうち指定する25分間

(2) 開催場所 豊田市役所 環境部会議室1(環境センター3階)

(3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分(説明10分、質疑応答15分)とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。

イ 出席者は3名以内とする。

ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。

エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 17 評価基準

(1) 別紙2 評価基準について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

(2) 最高得点のものが同点の場合は、別紙2 評価基準「(2) 体制」の「ア 地元事業者の活用」の点数が高い者を、当該点数が同点の場合は評価基準「(6) その他」の「ア 地域等への貢献」の点数が高い者を、当該点数が同点の場合は評価基準「(4) 技術提案に関する事項」の合計点数が高い者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 最低基準点は、210点とする。

18 選考委員 選考は以下の5名の委員により行う。

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 委員長 | 環境部 副部長   | 近藤 理史 |
| 委員  | 愛知工業大学 教授 | 野澤 英希 |
|     | 学校づくり推進課長 | 安藤 恒仁 |
|     | 建築予防保全課長  | 岩田 裕二 |
|     | 環境政策課長    | 塩谷 誠  |

19 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知(予定)日 令和6年8月5日(月)
- (2) 最終見積り提出(予定)日 令和6年9月9日(月)
- (3) 契約締結(予定)日 令和6年9月18日(水)

20 業務契約等について

最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、仕様書協議及び現地調査を実施した上で、賃貸借契約の内容について、市と協議が成立した場合は、当該業務契約を締結する。

(1) 仕様書協議

提案内容を踏まえて、仕様書について本市と協議を行う。

(2) 現地調査等

対象施設一覧表に掲載する施設のうち太陽光発電設備導入施設について、現地調査及び想定設備容量に対する構造検討を行う。

なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

(3) 詳細協議

賃貸借契約について、提案内容、仕様書協議、現地調査等及び別添賃貸借契約約款を基に、次の事項について本市と協議を行う。

ア 賃貸借契約金額

(ア) 3 提案限度額の以内であること。

(イ) 提案書の内容と選定機器及び単価、その他費用等に相違がないこと。

イ 実施体制等

ウ 施工計画

エ その他賃貸借契約の内容に関すること

21 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(1) 資本関係</b></p>                        | <p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等間土の関係にある場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p><b>(2) 人的関係</b></p>                        | <p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> |
| <p><b>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b></p> | <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |